

別紙 1

タブレット端末 家庭利用ガイドライン

令和3年3月 4日
豊橋市教育委員会

1 目的

児童生徒がタブレット端末を利用した学習を家庭で行う際に必要なルールをガイドラインとして示します。

2 必要な環境

貸与されたタブレット端末を用いて家庭学習を行うためには、原則、回線（インターネット接続環境）が必要となります。

※回線とは、無線(Wi-Fi)・携帯通信など、インターネットの利用ができる接続手段のことです。

※家庭の無線(Wi-Fi)・携帯通信環境への接続は、保護者が行うようにしてください。

※家庭で回線を使用する場合の通信料は各家庭でご負担ください。

3 利用における注意事項

次のことを遵守するよう学校でも指導しますので、ご家庭でもご協力ください。

- (1) 『タブレット活用のルール』を守り、端末を大切に扱ってください。
- (2) 万が一、故障・破損・紛失・盗難等の事由が生じた場合には、速やかに学校に申し出るようにしてください。
- (3) ユーザーID とパスワードは、他人に教えないように注意してください。
- (4) 学校から指示のないファイルをダウンロードしたり、ソフトをインストールしたりすることを禁止します。
- (5) 貸与したタブレットを使つての SNS への書き込み、写真・動画の配信は禁止します。
- (6) 他人の ID の不正利用、ハッキング行為、他人への誹謗中傷（SNS・掲示板への投稿）などは禁止します。

4 その他

本ガイドラインに記載のない事項については、随時、豊橋市教育委員会で協議決定します。

*家庭への持ち出しは、令和3年度から開始します。